

## 【運営規則】

### 第1章 目的

第1条 本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的を容易ならしめるため、定款に定める事項の他、組織・運営に関する事項を規定する。

### 第2章 役員

第2条 本会議所の役員は次の任務を有する。

#### 1. 理事長

(1)本会議所を代表して対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。

(2)日本青年会議所、地区協議会、ブロック協議会の諸会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。

#### 2. 副理事長

(1)理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。

(2)会務並びに総務を分担し、各々分掌の委員会に出席し統括して活発な活動を図り、各委員会の連絡・調整をする。

#### 3. 専務理事

(1)理事長の補佐をする。

(2)理事長名で出される案内状、諸官庁への依頼状等、又他団体への通信文の確認と報告を行う。

(3)理事長宛の通信物の確認と報告を行う。

(4)理事長の指名により理事会の議長を代行する。

(5)例会の進行をする。

(6)理事等と各副理事長間の連絡を密にし、会務の円滑な運営を図る。

#### 4. 会計理事

(1)理事長に代わって事務局及び財務財産の統括管理、処理を行う。

(2)収支予算書及び各種財務諸表を作成する。

#### 5. 理事

(1)事業担当の理事は、本会議所の目的達成のために、事業を企画・検討・実施し、かつ、その結果を確認して、議事録又は報告書を作成し、担当副理事長を経て、理事長へ提出する。

### 第3章 委員会

第3条 **定款第46条**の規定に基づき、委員会を設置する。

1. 委員会の名称、主たる職務及び委員会数は理事会にて決定する。

2. 理事会は運営に必要な特別委員会を設置することができる。

3. 特別委員会を設置するときは、事業並びに特別委員会の継続年数を予め設定しておかなければならない。但し、継続年数は理事会の決議を経てこれを変更することができる。

第4条 委員会は毎月1回以上開催し、委員長は議事録を提出しなければならない。

第5条 第3条1項の主たる職務は、原則として次のとおりとする。

- (1) 内務事務に関する事項
- (2) 会員拡大に関する事項
- (3) 広報活動及び事業の記録保存
- (4) 渉外活動に関する事項
- (5) 自己啓発、経営訓練に関する事項
- (6) 対外的事業に関する事項
- (7) 地域社会に関する事項
- (8) 諸団体に関する事項
- (9) 上記以外で必要と認められる事項

#### 附 則

- 1. この規則は、昭和63年1月1日から施行する。
- 2. 平成5年8月20日一部改正
- 3. 平成11年8月20日一部改正
- 4. 平成22年8月20日一部改正
- 5. 令和5年12月2日一部改正